



平成21年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 池 田 銀 行  
代 表 者 名 取締役頭取 服 部 盛 隆  
(コード番号 8 3 7 5 東証・大証第 1 部)  
問 合 せ 先 企画部長 南 地 伸 昭  
(TEL 0 7 2 - 7 5 1 - 3 5 2 6)

(訂正)「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集並びに定款の一部変更に関するお知らせ」  
の一部訂正について

平成 21 年 2 月 2 日付けで公表いたしました「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集並び  
に定款の一部変更に関するお知らせ」の記載事項の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正い  
たします。

なお、訂正箇所は下線を付しております。

記

1. 訂正理由

「別紙【定款変更案 1】」の「定款変更案 1」に一部誤りがあったため。

2. 訂正箇所

3 ページ

(訂正前)

定款変更案 1
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、全部の種 類の株式について、100 株とする。

(訂正後)

定款変更案 1
(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、全部の種 類の株式について、100 株とする。

7 ページ

(訂正前)

定款変更案 1
<b>附 則</b> 第 1 条 当銀行の株券喪失登録簿の作成及 び備置きその他の株券喪失登録簿に関 する事務は、これを株主名簿管理人に 委託し、 <u>当会社</u> においては取り扱わな い。 第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日まで有効とし、 <u>同日</u> をもって前条及 び本条を削るものとする。

(訂正後)

定款変更案 1
<b>附 則</b> 第 1 条 当銀行の株券喪失登録簿の作成及 び備置きその他の株券喪失登録簿に関 する事務は、これを株主名簿管理人に 委託し、 <u>当銀行</u> においては取り扱わな い。 第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、 <u>平成 22 年 1 月 6 日</u> を もって前条及び本条を削るものとし る。